

平成 18 年 8 月女性軟禁事案に係る検証報告書の提言に対する  
具体的な取組（個票）

提 言	1	学校における生徒を取り巻く問題への専門的対応のための専門職の配置
-----	---	----------------------------------

取組方針	ア	専門職の活用と関係機関との連携
------	---	-----------------

具体的な取組内容	(ア)	セラピストの増員とスクールソーシャルワーカーの活用推進による学校支援相談窓口の設置
----------	-----	---

担当部課	教)学校教育部児童生徒担当課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> D
------	----------------	----	---

実施状況	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>平成 21 年度に、対応困難なケースを抱えている学校を迅速かつ継続的に支援するために、教育委員会内に指導主事、セラピスト及びスクールソーシャルワーカー等で構成された学校支援相談窓口を設置した。</p> <p>また、平成 30 年度から、巡回 S S W が全小学校を訪問して児童の状況を把握し、早期の支援につなげている。(提言 6-②に関連)</p> <hr/> <p>&lt;詳細&gt;</p> <p>指導主事、セラピスト及び S S W 等が、多面的にアセスメントを行い、学校に助言するとともに、状況に応じて医師などの専門家や児童相談所、各区家庭児童相談室、警察等の関係機関と連携し、ケース会議等を行っている。</p>		
------	---	--	--

自己評価	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>相談窓口の設置及び巡回SSWの学校訪問により、関係機関との連携を図りながら適切な支援を進めることができている。</p> <p>今後、対応に苦慮するケースを適切に支援につなげるためにも、SSW等の専門家による支援体制の一層の充実が必要となっている。</p>	
	評価できる点	今後の課題
	<p>学校支援相談窓口の設置により、セラピストの見立てに基づき、個々に応じた適切な支援につなげる事が可能となった。</p> <p>また、巡回SSWが全小学校を訪問することにより、様々な困りを抱える児童生徒や家庭を、早期の段階で福祉的な支援につなげる事が可能となった。</p>	<p>今後、学校が対応に苦慮する案件について、より早期に把握し、適切な支援につなげることができるよう、SSW等の専門家の一層の充実が必要。</p>
評価区分	<input checked="" type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II <input type="checkbox"/> III	

備考	
----	--

平成 18 年 8 月女性軟禁事案に係る検証報告書の提言に対する  
具体的な取組（個票）

提 言	4	学校と児童相談所とで危機感及び対応方針を共有するための場や仕組みづくり ～ 関係機関による連携支援行動指針の作成	
取組方針	—	—	
具体的な取組内容	—	児童虐待に関する学校関係者の手引きの作成	
担当部課	子) 児童相談所地域連携課 教) 学校教育部児童生徒担当課	実施 区分	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> D
実施状況	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>平成 21 年度に、児童相談所と教育委員会が連携して、児童虐待防止や対応等の要点をまとめた冊子「園・学校における児童虐待対応の手引き」を作成し、市立小中学校、幼稚園等に配布した。</p> <p>また、令和 2 年度には、各学校に児童虐待防止ハンドブックダイジェスト版を配布した。</p> <hr/> <p>&lt;詳細&gt;</p> <p>児童相談所と教育委員会が連携して、児童虐待の定義、虐待の種類と兆候、早期発見のチェックポイント、学校がすべきこと、長期間学校を休んでいる児童生徒への対応、相談窓口の紹介などを内容とした冊子「園・学校における児童虐待対応の手引き」を作成し、市立小中学校、幼稚園等に配布した。</p>		

自己評価	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>教職員への児童虐待対応に関する理解を深めることにつながった。</p>	
	<p>評価できる点</p> <p>教職員への児童虐待対応に関する理解を深めることができ、他の対策と合わせて一定の成果を収めたものと評価している。</p>	<p>今後の課題</p> <p>(下記「備考」参照。)</p>
評価区分	<p><input type="checkbox"/> I</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> II</p> <p><input type="checkbox"/> III</p>	

備考	<p>その後、学校に限らず、関係機関が普遍的に使用できるものとして「児童虐待防止ハンドブック」等を作成し、学校を含む要対協関係機関に周知するなどしており、今後も引き続き行っていく。</p>
----	--

平成 18 年 8 月女性軟禁事案に係る検証報告書の提言に対する  
具体的な取組（個票）

提 言	5	学校側からの児童相談所への相談しやすさづくり	
取組方針	—	—	
具体的な取組内容	—	長期間不登校児童生徒の状況調査の実施	
担当部課	教) 学校教育部児童生徒担当課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> D
実施状況	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>平成 21 年度に、長期間不登校児童生徒の状況調査を行い、以降、該当する児童等がいる場合は、必ず学校から教育委員会に報告することとしている。</p> <hr/> <p>&lt;詳細&gt;</p> <p>30 日以上連続して、幼稚園及び学校の教職員や他の機関の職員等が一度も会えていない幼児児童生徒については、園・学校のみでは状況把握や対応が困難であるケースが多くあることから、報告とともに、児童相談所をはじめとした関係機関との連携をとり、状況把握するよう依頼している。</p> <p>今年度は全校種延べ約 140 名の報告を受けている。</p>		

自己評価	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>長期欠席している児童等の場合、背景に児童虐待が潜んでいる可能性があるという認識を持ち、当該児童等の家庭状況の把握に努めることができた。</p>	
	<p>評価できる点</p> <p>子ども支援推進会議において、児童相談所と連携を図り、個々のケースの状況に応じて、学校を支援することができた。</p>	<p>今後の課題</p> <p>園・学校が、長期間にわたって直接会うことができていない幼児児童生徒については、関係機関等と一層緊密に連携をし、正確な状況の把握に努める必要がある。</p>
評価区分	<p><input type="checkbox"/> I</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> II</p> <p><input type="checkbox"/> III</p>	

備 考	
-----	--

平成 18 年 8 月女性軟禁事案に係る検証報告書の提言に対する  
具体的な取組（個票）

提 言	5	学校側からの児童相談所への相談しやすさづくり
-----	---	------------------------

取組方針	—	—
------	---	---

具体的な取組内容	—	子ども支援推進会議の設置
----------	---	--------------

担当部課	子) 児童相談所緊急対応担当課	区分	<input checked="" type="checkbox"/> A	<input type="checkbox"/> C
	教) 学校教育部児童生徒担当課		<input type="checkbox"/> B	<input type="checkbox"/> D

実施状況	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>平成 22 年度に、教育センター・アシストセンター・児童相談所の職員で構成される「子ども支援推進会議」を設置し、継続して長期欠席等の子どもに関する情報共有、支援方法の検討を行っている。</p>			
	<p>&lt;詳細&gt;</p> <p>不登校問題においても児童虐待に発展するような事例が問題となっており、子ども未来局と教育委員会との連携の重要性が求められることから、平成 22 年度から年 3 回開催している。</p> <p>長期欠席により学校関係者が児童生徒と直接会うことのできないケースについて、教) 学校相談支援担当係長、教) 教育相談担当係長、子) こどもの権利救済事務局調整担当係長、児童相談所関係係長を構成員として、今後の連携のあり方を確認している。</p> <p>教育委員会では、市立小学校・中学校・高等学校から、学校関係者が 30 日以上、直接会うことができない児童生徒が発生した場合、速やかに報告を受けることになっている。そこで「子ども支援推進会議」のなかで、報告の受けた児童生徒について、教育センターやアシストセンター、児童相談所での関わりの有無を確認し、各機関が連携し、適切な支援をどう行うべきかを検討している。</p> <p>令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大の状況から、年度当初、学校が休業であった現状から、例年は 7 月、12 月、3 月と年 3 回行っていた会議を 9 月、2 月の年 2 回開催し、小学生 50 名、中学生 80 名、高校生 1 名の児童生徒について情報共有し、検討している。</p>			

自己評価	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>各機関が情報共有することにより、対象世帯の支援方法について、学校にフィードバックすることができている。</p>	
	<p>評価できる点</p> <p>学校が長期間会えない児童生徒の対応について、学校だけで抱えることなく、各機関に相談して対応することができている。</p>	<p>今後の課題</p> <p>誰とも会いたくないと自室に引きこもる児童生徒に各機関がどのように関わっていくかを検討し、情報共有していく。</p>
評価区分	<p><input type="checkbox"/> I</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> II</p> <p><input type="checkbox"/> III</p>	

備考	
----	--

平成 25 年 1 月 女児死傷事例に係る 検証報告書の 提言に対する  
具体的な取組（個票）

提 言	1	養育者の状態把握にかかる重要性の認識	
取組方針	—	—	
具体的な取組内容	—	医療機関向け虐待防止説明会の実施による虐待対策への理解推進	
担当部課	子) 児童相談所地域連携課	実施 区分	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> D
実施状況	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>平成 26 年度から、主に医療機関等の関係者を対象として、児童虐待に係る対応や通告義務等に関する説明会を実施している。</p> <hr/> <p>&lt;詳細&gt;</p> <p>平成 26 年度から毎年開催しており、令和元年度は、新さっぽろメンタルクリニック院長の伊東かほり氏を講師に招き、精神科医の視点から実際の症例等を紹介しながら対応方法等について説明していただいた。</p> <p>令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、開催を中止した。</p>		

自己評価	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>実例を紹介しながら対応方法等を学ぶなどの工夫により、医療機関の関係者に対する児童虐待対策への理解が進んだ。</p>	
	<p>評価できる点</p> <p>これまで、小児科医、産婦人科医、精神科医、歯科医を講師に迎え、特定の診療科に偏らず広く講演いただいている。</p>	<p>今後の課題</p> <p>令和元年度まで毎年開催しており、今後も開催する予定。</p> <p>医療機関関係者はもちろん、児童福祉関係者の参加希望もあることから、引き続き、広く案内等行っていく。</p>
評価区分	<p><input type="checkbox"/> I</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> II</p> <p><input type="checkbox"/> III</p>	

備考	
----	--

平成 27 年 9 月男児死亡事例に係る検証報告書の提言に対する  
具体的な取組（個票）

提 言	4	札幌市における子育て支援体制の強化 ～ 保育が必要な状況でありながら、保育機関を退所するような場合には、早急に次の保育機関を利用できるような制度的枠組みの構築
-----	---	---

取組方針	—	—
------	---	---

具体的な取組内容	—	保育園への再入所を希望する場合の入所調整の実施
----------	---	-------------------------

担当部課	子) 支援制度担当部保育推進担当課	実施 区分	<input checked="" type="checkbox"/> A <input type="checkbox"/> C <input type="checkbox"/> B <input type="checkbox"/> D
------	-------------------	----------	---

実施状況	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>平成 27 年度に、保育園入所に係る利用調整基準表を改定し、児童相談所の一時保護等の解除後に再入所を希望する場合の加算項目を新設した。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>&lt;詳細&gt;</p> <p>すでに認可保育所等に入所している児童が、児童相談所における一時保護等の対象となり一時保護施設への入所に伴い認可保育所等を退所。その後、当該児童が、一時保護等の解除に伴う一時保護施設の退所から 1 か月以内に認可保育所等への再入所を希望する場合、利用調整基準表において、加点項目（999 点）を新たに設定することで、他の入所希望児童よりも優先して入所が可能となる取扱いとした。</p> <p>現在は、他の入所希望児童よりも優先入所が可能となることを検証したうえで、平成 31 年 4 月 1 日入所に向けた加点指数を 999 点から 700 点へ変更している。</p>		
------	---	--	--

自己評価	<p>&lt;概要&gt;</p> <p>平成 28 年 4 月以降の入所に係る利用調整の取扱いについて早急に対応し、継続している。</p>	
	<p>評価できる点</p> <p>検証報告書の提言に対し、早急に対応。</p>	<p>今後の課題</p>
評価区分	<p><input type="checkbox"/> I</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> II</p> <p><input type="checkbox"/> III</p>	

備考	
----	--